

東彼杵町条例第7号

東彼杵町印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月8日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町印鑑条例の一部を改正する条例

東彼杵町印鑑条例（昭和48年条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証明の申請)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 前項の申請は、印鑑登録証明交付申請書に登録証を添えてしなければならない。<u>ただし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下この条において「個人番号カード」という。）の交付を受けた印鑑登録者が自ら個人番号カードを添えて当該申請を行う場合であって、当該個人番号カードに係る暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いる暗証番号をいう。次項について同じ。）の確認を受けた場合は印鑑登録証の添付を省略することができる。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、個人番号カードの交付を受けた印鑑登録者は、自ら個人番号カードを利用し、多機能端末（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。次条において同</u></p>	<p>(印鑑登録証明の申請)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 前項の申請は、印鑑登録証明交付申請書に登録証を添えてしなければならない。 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____</p> <p>[新設]</p>

じ。)に当該個人番号カードに係る暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

(印鑑登録証明書の交付)

第16条 (略)

2 町長は、前条第3項の規定による印鑑登録証明書の交付の申請があったときは、多機能端末機により印鑑登録証明書を交付するものとする。

(印鑑登録証明書の交付)

第16条 (略)

[新設]

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。